

氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校「いじめ防止基本方針」

令和4年4月(改訂)

1 いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、校内外を問わず全ての生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら見過ごすことは絶対にあってはならない。
- (2) いじめは、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑怯な行為であり、どの生徒にも起こりうる行為である。
- (3) いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極める。

3 いじめの防止の基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

4 いじめ防止のための基本事項

(1) 具体的施策

① いじめ防止調査と分析

いじめ防止のための調査及び分析を年間計画により実施する。また、調査終了後は校内組織により内容を分析し、必要に応じてその対応にあたる。

② 生徒の情報共有

生徒の生活の様子や家庭環境等の情報を出し合い、いじめ防止のための共通理解を行う。毎週金曜日の朝自習時に「生徒理解の時間」として全職員で行う。

③ 校内におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止のため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、日常的に生徒の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。特に道徳教育においては、人間関係の充実を図ることを重点化し、特別活動では心の通う対人関係を構築できる社会性を育む活動を活性化させ、生徒が自覚的、自主的に行うことができるよう支援する。

さらに総合的な学習では、社会的資質を生徒集団及び地域の中で体験的に学び、人間力を高めるよう実践すると同時に人権学習を通して「命」の大切さについて考え、人権意識の高揚を図る。

④ 連携による未然防止

本校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）で、生徒の学校での様子とアンケート等から見える意識や対人関係の報告を行い、生徒の安全・安心な学校生活のための意見を聞き、地域、保護者、関係機関を含め緊密な連携によりいじめの未然防止にあたる。

⑤ いじめの早期発見

いじめを早期発見するため、毎日の生活の記録に書き込まれた生徒の生活の様子について複数の教員で点検する。また、心のアンケートや教育相談を学期毎に行い、ＳＳＷや学校教育相談員の相談活動を学校体制で充実させ、いじめの未然防止に努める。

⑥ 携帯電話、スマホ、ネット等のいじめ防止策

生徒や保護者への実態調査を行い、発信された流通性、匿名性その他の送信される情報の特性を踏まえ、インターネットいじめを防止し効果的に対処できるよう、外部講師などを招き啓発活動を行うとともに、ＰＴＡが主体となった家庭でのルール作りや親子の絆づくり・親同士の絆づくりに取り組む。

⑦ いじめ防止に対する教職員研修の充実

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

（２）いじめ防止の措置

① いじめ防止等の対策のための組織として、次の校内組織を置く。

校内におけるいじめの防止等を実効的に行うため、以下の措置を担う「いじめ・不登校防止対策委員会」を設置する。また、情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う「情報集約担当者」を置く。

- | | |
|-----|--|
| 構成員 | ・ 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、情報集約担当者、必要に応じて学年主任、担任、ＳＣ、ＳＳＷ等の参加 |
| 活動 | ・ 未然防止のための校内での共通理解
・ 調査及びに教育相談に関すること
・ いじめ事案の対応に関すること
・ いじめに関わる生徒理解に関すること |
| 開催 | ・ 月一回、原則第一水曜日開催。いじめ事案発生時は緊急に開催する。 |

② いじめ防止に向け、学校、家庭、地域との連携を踏まえ、次の組織を置く。

多角的な視点からいじめ防止を実効的に行うため、「地域いじめ防止対策委員会」を設置する。

- | | |
|-----|---|
| 構成員 | ・ 校長、教頭、生徒指導主事、情報集約担当者、学校運営協議会委員（ＰＴＡ会長、副会長を含む）心の教室相談員 |
| 活動 | ・ 未然防止のための年間活動計画の承認
・ 調査及びに教育相談に関することの報告
・ いじめ事案の対応に関することの検討
・ いじめに関わる生徒理解に関する検討 |
| 開催 | ・ 年３回を定例会とし、いじめ（重大）事案発生時は臨時的に開催する。竜北中学校学校運営協議会を兼ねる。 |

③ いじめに対する措置

- ア いじめ相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。表面的形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。けんかやふざけ合いであっても児童生徒の被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば積極的に認知する。
- イ いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、個々の事案に応じていじめを受けた生徒や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ウ いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を、保護者と連携を図りながら、一定期間家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- エ 生徒、保護者を含めいじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、学校運営協議会、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

(3) 重大事案の措置

いじめにより、在籍する生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときや、いじめにより、在籍する生徒が相当期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるときには、以下の対処を講じる。

- ① 重大事態が発生した場合は、氷川町(組合)教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織「学校いじめ調査委員会」を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

5 いじめ防止の評価・改善と公表

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さらにはいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクル(計画を立てて実行し、結果を評価後改善して、次のステップへと繋げていく)により実践の検証を行う。また、学校運営協議会(地域いじめ防止対策委員会)に報告し熟議を行うとともに、その結果等をホームページにより保護者と地域住民に公表する。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容